

I 沿革・理念・目的

1 沿革

1-1 学部の前身

1-1-1 茨城県師範学校

1874(明治 7)年 3 月 拡充師範学校創設 (水戸市、旧水戸城中御殿)

1876 年 4 月 茨城県師範学校と改称。

1886 年 茨城県尋常師範学校と改称。

1898 年 4 月 茨城県師範学校と改称。

1903 年 茨城県女子師範学校創設。

1943 年 4 月 茨城県師範学校および茨城県女子師範学校を、茨城師範学校男子部、女子部に改組。

1945 年 8 月 1 日、水戸空襲により、茨城師範学校は全校舎を焼失。男子部は稲敷郡阿見町の旧海軍気象学校跡に、女子部は那珂郡勝田町の日立兵器株式会社付設青年学校跡に移転。

1947 年、男子部は土浦市大岩田町の旧海軍航空要員研究所跡、女子部も土浦市に移転。

1-1-2 茨城青年師範学校

1903(明治 36)年 3 月～1913 年 8 月 茨城県立農業学校附属農業教員養成所。

1917 年 4 月 県立農学校農業教員養成科として再発足。

1922 年 4 月 茨城県実業補習学校教員養成所と改称。

1935 年 4 月 茨城県立青年学校教員養成所と改称。

1944 年 4 月 茨城青年師範学校 (文部省直轄) と改称。

1945 年 4 月 筑波郡上郷村に移転。

1946 年 女子部を設置。

1948 年 旧筑波海軍航空隊跡地へ移転。

1-2 学部・大学院・専攻科の沿革

1949 (昭和 24) 年 5 月 31 日 茨城師範学校と茨城青年師範学校を母体として茨城大学教育学部 (小学教育科・中学教育科) 発足。

1950 年 小学教育科 2 年課程・4 年課程、中学教育科 2 年課程・4 年課程に改組。

1962 年 養護教員養成課程 (修業年限 1 年) 設置。(1970 年まで)

1963 年 初等教育課程、中等教育課程に再編成。

1964 年 小学校教員養成課程、中学校教員養成課程に再編成。教育専攻科開設 (修業年限 1 年、1988 年 修士課程に発展)

1966 年 養護学校教員養成課程設置。

1967 年 茨城大学養護教諭養成所設置 (修業年限 3 年)

- 1968 年小学校教員養成課程に「選修」制度導入。
- 1975 年養護教諭養成課程設置。
- 1980 年 4 月 1 日特殊教育特別専攻科設置
- 1988 年 4 月 1 日大学院教育学研究科修士課程発足。学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻
- 1989 年 4 月 1 日情報文化課程設置。
- 1996 年 4 月 1 日小学校教員養成課程と中学校教員養成課程を学校教育教員養成課程に統合。総合教育課程設置。
- 1999 年 4 月 1 日学校教育教員養成課程に養護学校教員養成課程を統合。総合教育課程を人間環境教育課程に改組・改称。
- 2000 年 特別支援学校教諭専修免許状取得コースを設置
- 2001 年 大学院教育学研究科に学校臨床心理専攻を設置
- 2004 年 4 月 1 日国立大学法人茨城大学教育学部に改称。
- 2007 年 特別支援教育特別専攻科に改称

2 理念と目的

2-1 学部の目標

茨城大学教育学部は学校教育や広く教育に関係する職場で必要とされるさまざまな専門知識や学術技能、その応用能力を養い、広く豊かな人間性と良識ある判断力を備える広い意味の「教育者」を育てる。

2-2 教育学部の教育研究上の目的（平成 20 年 10 月 15 日）

2-2-1 教育上の目的

- ・幅広い知識と豊かな感性を備え、人間性の向上を目指し、教育上の諸課題を解決するために学び続ける、実践力ある教員を養成すること。
- ・現代の多様な社会的課題を理解し、解決することに貢献できる、実践力ある幅広い分野の教育的人材を育成すること。

2-2-2 研究上の目的

- ・教育文化に関わる人間・社会・自然の幅広い領域において学問知の発展に貢献すること。
- ・現代の多様な教育的・社会的課題を理論的に解明し、解決に資する実践的な知見を得ること。

2-3 大学院教育学研究科の目的と使命

茨城大学大学院教育学研究科（修士課程）は、学部における教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育の場における理論と実践の研究能力や専門性を高め、教育研究や実践に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

本研究科は、上記の目的を達成するため、学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻及び養護教育専攻の 4 専攻を置き、専修を学校教育、障害児教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育及び養護教育専修の 13 専修に分け、更に各専修内にいくつかの分野を設けている。

また、本研究科においては、現職教育についても修学の機会を保障するため、現に教職にある者で希望する者に対しては、修士課程前半の 1 年は学業研究に専念し、後半の 1 年は在職校に勤務しつつ、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等、大学院研究科の承認を得て、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例による特別な措置を講ずることとしている。

『茨城大学大学院教育学研究科案内』より

2-4 特別支援教育特別専攻科の目的と使命

本専攻科は、特別支援教育の充実を図るため、障害のある子どもに関する専門教育を行い、主として知的障害児の担当教員養成を目的としています。本専攻科には、修業年限がそれぞれ 1 年間の 1 種免コースと専修免コースがあります。1 種免コースは教員資格を持つ 4 年制大学卒業生を対象とし、修了者には、特別支援学校教諭 1 種免許状の取得資格が与えられます。また、専修免許コースはすでに特別支援学校教諭 1 種免許状を所持する者を対象とし、特別支援学校教諭専修免許状の取得資格が与えられます。教育と研究指導には、障害児教育教室の専任教員が当たり、教育学・心理学・生理学を柱として、それぞれの特色を生かし、教育学部の教育とも相互に親密な関係を取るように工夫されているほか、学外からも専門領域の研究者・実践者を講師として迎え、知的障害児の教育を中心としながら、LD、ADHD、自閉症、情緒障害、言語障害、重度・重複障害児等の教育も含めて幅広く特別支援教育について勉学できる機会を与えています。